

朝堂院東第三堂・東面回廊の調査

—第132次

1 はじめに

藤原宮の中枢部の構造を明らかにするための計画調査であり、その7回目にあたる。調査地は朝堂院東第三堂の南半と東面回廊である。東西2つの調査区を設け、合計面積は1011㎡である。2004年1月7日から開始し、3月22日現在継続中である。ここでは東第三堂の概要を報告するが、3月時点の仮のものであり、正式な報告は来年度の『紀要2005』にておこなう。

2 東第三堂に関わる検出遺構

建物規模 東第三堂については、すでに戦前に日本古文化研究所(以下、古文化研)によって発掘されており、切妻造の南北棟建物で、桁行15間(1間14尺で約62m)・梁行4間(1間10尺で約12m)の総柱建物と報告されている。古文化研の想定によれば、第二～四堂は同規模・同構造の建物である。

しかし、東第二堂に関わる第120・125次調査の結果、古文化研の想定とは異なり、東第二堂は梁行が5間に及び、孫庇をもつ建物であったことが判明する。平城宮の場合、下層遺構・上層遺構ともに、東第二堂と東第三堂は同規模であったことが確定しているため、藤原宮の東第三堂は梁行5間の可能性が当初考えられた。

今回の調査では、東第三堂の南半にあたる桁行9間分、合計45ヶ所の礎石据付掘形を確認した。当初の想定とは異なり、梁行は4間しかなく、東第三堂は東第二堂より東西幅が狭いことが明らかとなった。東第三堂の規模については、ほぼ古文化研の想定どおりであったが、梁行の柱間については、身舎は10尺(約3m)で、底部分は9尺(約2.7m)となる可能性が高い。

礎石据付掘形 礎石はすべて抜き取られていたが、それを据えるための根石や栗石が良好な状態で残っていた。礎石据付掘形の規模は、直径が1.5m前後の巨大なものである。棟通りの位置にも礎石据付掘形が確認でき、一見すると総柱建物である。しかし、棟通りの礎石据付掘形は他と比べてやや小型であり、根石や栗石もまばらで小さい。朝堂の性格なども勘案すると、棟通りの礎石据付掘形は、床束の痕跡と考えるのが妥当であると思われる。東第二堂でも棟通りで床束とみられる柱の痕跡を検

出しているため、東第三堂も東第二堂と同じく、床張りの建物であった可能性が高いといえる。これに対して、東第一堂に関わる第107次調査では、棟通りの位置(妻の部分は除く)に礎石据付掘形は検出されず、床張りではなかったことが判明している。

基壇とその外周 基壇の外周は建物の外側へ向かって緩やかに下降しており、雨落溝は設けられていない。基壇の外周には朝庭部を中心に径7cmほどのバラスが敷かれており、藤原宮期の旧地表をほぼ保っているとみられる。このバラス面と基壇部分の高低差があまりないことから、基壇は低いものであったと推定できよう。

なお、基壇の外周には帯状に瓦片が堆積しているが、これは建物の解体時に不要となった瓦を廃棄したものである。また、基壇外周部分を整地した土の下層で、瓦や木片などを大量に含む粘土層を一部確認した。こちらは朝堂院建設の際にでた廃棄物を、造営の最終段階で埋め立てたものである。

3 まとめ

朝堂規模の変遷 これまで藤原宮の朝堂は、古文化研の想定や平城宮の状況などから、第一堂が最も格式が高く、第二堂以下と格差があるといわれてきた。今回の調査により、第二堂と第三堂の間にも違いがあることが新たに判明した。前期難波宮にも朝堂に相当する建物が少なくとも14棟あったが、その建物の規模には、第一堂→第二堂→第三堂以下、という大きな区分がある。平安時代の史料によれば、東第一堂・東第二堂は、国政を審議する大臣や大納言・中納言・参議の着座する場であるため、第三堂以下と格差がつけられたのであろう。しかし平城宮の時代になると、まず前半段階で第二堂と第三堂以下との格差がなくなり、後半段階になると、第一堂と第二堂以下との格差までもが解消されるようになる。

床張建物 『続日本紀』慶雲元年(704)正月辛丁条によれば、この時点で5位以上の坐到「榻」(しじ しょう 床と同義。あぐらをかいて座る台状の腰掛け)が導入されたとあり、それまでは官人一般はむしろに座っていた。このことと、東第二・三堂が床張りの建物であったことは関係しよう。一方、大臣は倚子(背もたれ・肘掛けをもつ腰掛け)に座ることが許されていたため、東第一堂は大極殿などと同じく、土間の建物であった可能性がある。(市 大樹)



図104 第132次調査区全景（南から）



図105 東第三堂東の造営時および解体時の瓦堆積（北から）



図106 東第三堂西の解体時の瓦堆積（北から）